

參謀本部ニ於テ之屬カレタル所置ヲ散ルコト

一 人員傷者ニ対スル件

參謀本部ニ於テ協議スルコト

一 工場長及佐長ノ実行ヲ督促シテ訪問ノ強制的ニ出勤ヲ促シ居

セサルモノニ對シ刑罰ヲ生カスルト云フ格ナリテ之ノ訪問ヲナス向

キアリ之ニ對シテ本部ニテ如何ノ手續ヲナス件

其取次ニ任スルコト

一 今在工場ニ入場ニ対スル手續「議團」ノ取ルべき態度

彼等ヲ懲罰スルコト令社ニ對シ提案シ且又令社ヲ非難スルコト

其勤者ハ解雇スル(手續「議團決議」ト云ハル由ナリ以テ其ノ實

ヲ確メタル上其事ヲ社外ニ掲載スルコト

一 入場者ニテ再加盟ヲ申出ル者ニ対スル件

適当ノ方法ニ依リ再加盟ヲ認ムルコト

一 最高幹部ニ対スル手續「議團」決議令入場料ノ件

最高幹部ノ証明アルモノニ限り無料トシ

(八月二日)

鈴木文治未神以來一旦頓挫シタル手續職工ノ結束稍々堅

張ニタルモノト如ク入場職工其命令工場ヲ除ク外何シテ減少

就其未状態ニ本社ハ不良ニテ二日ノ如キ幾分休業ヲ認メタリ令

日就其未人員ノ如ク

本 工 場

五〇八六(前日比一六一減)

兵庫分工場

一一〇七(一四〇減)

葛西

七九〇(一増)

同日午前十時手續「議團」本部ニ對シ幹部令之兩手鈴木文治等之

令前日ノ決議ニ引續キ友記決議セリ

一 四時休業宣言却者トハ絶對ニ之交際セサルコト